

昭和47年5月

外務省

沖縄における航空交通管制

昭和47年5月15日、日米合同委員会において、次のように合意された。

1. 沖縄における航空交通管制組織を運用管理する権限は、日本国政府に帰属する。
2. 沖縄飛行情報区（F-R）は東京飛行情報区と分離して存置させる。
3. 日本国政府は、施政権返還と同時に、那覇空港の航空交通管制業務、及び沖縄飛行情報区における航空通信業務の運用並びに離島空港の航空施設（航空保安施設及び航空通信施設）の運用管理を行なう。これに必要な航空施設（那覇空港管制塔、同 ILS等）は、米国政府から日本政府に移転される。
4. 日本国政府は、施政権返還後、2年以内に所要の航空管制及び保安施設の整備運用を行なうことにより、沖縄飛行情報区における航空交通管制業務の運用を行なう。それまでの間は暫定的に米国政府が ICAO 基準に準拠した方式により、航空交通管制業務を実施する。

但し一部の航空保安施設（航空路用 NDB 及び VORTAC）については、施政権返還後、1年以内に日本国政府が運用管理する。

なお、米国政府は、必要な日本政府職員の訓練等について、協力する。

5. 米国政府は、地位協定の規定により使用を認められた飛行場に関する航空交通管制業務を実施する。なお、那覇空港に近接して嘉手納飛行場が位置していることから、これら区域における航空交通の安全を確保するためには、単一の施設によって進入管制を行なう必要があるため日本政府がこれら飛行場のレーダー進入管制業務を行なうまで暫定的に米国政府が那覇空港の進入管制業務を実施するものとする。
6. 右の合意事項の他、昭和27年6月及び昭和34年6月の合意（今後行なわれる改正を含む）が適用される。